

株式の分割(無償交付)に関する取締役会決議公告

株主各位

平成16年8月26日



東京都中野区中央5丁目38番16号

日本エス・エイチ・エル株式会社

代表取締役社長 清水 佑三

平成16年7月29日開催の当社取締役会において、株式の分割(無償交付)に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

- 平成16年11月19日(金曜日)付をもって、次のとおり普通株式1株を2株に分割する。
 - 分割により増加する株式数 普通株式とし、平成16年9月30日(木曜日)最終の発行済株式総数に1を乗じた株式数とする。
 - 分割の方法 平成16年9月30日(木曜日)最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割する。
- 配当起算日 平成16年10月1日(金曜日)
- 会社が発行する株式の総数の増加 今回の株式の分割に伴い、商法第218条第2項の規定により平成16年11月19日(金曜日)付をもって当社定款第5条を変更し、会社が発行する株式の総数を112,000株とする。
- その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

お知らせ並びにご注意

- 株主名簿に記載又は記録された株主各位には、株式の分割により増加した株式数に相当する株券を追加発行いたします。
 - 実質株主名簿に記載又は記録された株主各位には、平成16年11月19日付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿及びご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載又は記録されることとなります。
 - 株式の分割後の株券及びご所有株式に関するご案内は、平成16年11月19日にお届出ご住所にお送り申し上げます。
- 名義書換未済の株券をお持ちの方は、すみやかに名義書換又は証券会社等で株券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませ下さい。なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませ下さい。

名義書換代理人
事務取扱所
(お問い合わせ先)

〒137-8081
東京都江東区東砂七丁目10番11号
UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 (03) 5683-5111 (代表)

同取次所

UFJ信託銀行株式会社 全国各支店